



重要なお知らせです

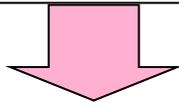
幼児教育・保育の無償化について

①こども園保育料が全額無償

3歳～5歳児（小学校就学前）までの子供の保育料が**全額無償化**されます。

※給食費につきましては、世帯収入・お子様の人数に関わらず、全てのご世帯における給食費のご負担分を区が支援し、保護者様からの徴収は行いません。

※教材費はこれまでどおり保護者の負担になります。

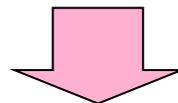


手続きの必要はありません

②預かり保育月額11,300円まで無償

共働き世帯等の3歳～5歳児（小学校就学前）までの子供で（★）**保育の必要性の認定**を受けた場合は、月額最大11,300円まで無償化されます。

※「利用日数×450円」と「施設に支払った預かり保育料」を月毎に比較し、低い方を給付します。
※預かり保育を平日しか実施していない石浜橋場こども園については、認可外保育施設等（対象となる施設は区HPに掲載しています）の利用も無償化の対象となります。



手続きが必要です

下記の保育の必要性に該当するかをご確認ください。



（★）保育の必要性とは

保育を必要とする場合とは、**保護者全員が次の事由により家庭で児童の保育ができない場合**をいいます。（認可保育園へ入園申込をする場合と同等の基準です）

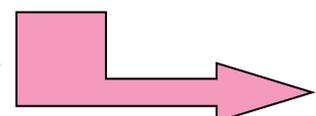
- ◎就労（月48時間以上、パート・夜間就労・居宅内労働などすべての就労を含む）
- ◎妊娠、出産※出産（予定）日の前後56日間
- ◎保護者の疾病・負傷・障害・指定難病
- ◎同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ◎災害復旧

- ◎求職活動（起業準備を含む）※90日間(3か月間)
- ◎就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ◎虐待やDVのおそれがあること
- ◎（第2子等の）育児休業を取得する前より保育サービスを継続利用している場合
※出産されたお子さんが1歳になる年の年度末まで
- ◎その他、上記に類する状態として区が認める場合

上記に掲げるものが常態となっているとき、「保育が必要である」とみなされます。



保育の必要性の項目の中で該当がある方は裏面をご覧ください。



預かり保育無償化手続きの流れ

区役所に申請を行った日（郵送の場合は到達した日）以降が認定日となります。

※認定前の預かり保育ご利用分は、無償化の対象外です。



STEP 1：区の認定を受ける

・下記「預かり保育無償化にかかる認定手続きについて」をご覧になり、認定手続きをしてください。認定された方には、「子育てのための施設等利用給付認定通知書」が届きます。



STEP 2：利用した施設等に利用料を支払う

・認定を受け、施設を利用した場合は、利用料を施設等に支払います。利用した施設等から発行される領収書は、給付金請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。



STEP 3：支払った利用料に対する給付を区に請求する

・請求は年4回（2月、6月、8月、11月）を予定しており、詳細は、認定を受けた方に別途お送りいたします。



STEP 4：無償化

・負担した利用料に相当する給付（上限11,300円）を区が請求者に支払い無償化されます。（請求時に指定された口座に振り込まれます。）

預かり保育無償化にかかる認定手続きについて

- ・書面申請：①子育てのための施設等利用給付認定申請書
②保育の必要性が確認できる書類（保護者全員分の勤務証明書等）
※①,②の様式は学務課・園にて配布または区HPからダウンロードできます。
※②保育の必要性が確認できる書類については、①子育てのための施設等利用給付認定申請書の裏面に記載がありますので、ご確認の上ご提出ください。

- ・電子申請：二次元コードを読み込み、申請してください。
※上記②の書類添付必須です。（保育の必要性が確認できる書類については、申請フォーム内をご確認の上ご提出ください。）



※認可保育園の令和6年度入園の申込をし、2号認定取得済みの方については手続き不要です。入園までに児童保育課より認定通知書をお送りします。（育児休業取得中の方を除く）

育児休業取得中で認定を希望する方は個別に保育の必要性の有無（育児休業の期間延長の有無、育児休業を取得する前より保育サービスを継続利用しているか等）を確認する必要があるため手続きが必要になります。無償化の対象となるかは事前にご相談ください。